

## ■令和3年度 就学援助費の支給項目と金額について

支給項目	対象者	支給額		支給予定日	備考
		小学校 義務教育学校 前期課程を含む	中学校 義務教育学校 後期課程を含む		
新入学児童 生徒学用品 費等	第1学年	51,060円	60,000円	6月末	※認定日が4月1日の方のみ対象。 ※石狩市または他市町村から前倒し支給を受けていた場合は、差額分を支給。
修学旅行費	参加者	実費 (上限 22,690円)	実費 (上限 60,910円)	実施後 1～2ヶ月程	※実施時点で認定になっている方のみ対象。
校外活動費 (宿泊なし)	参加者	実費 (上限 1,600円)	実費 (上限 2,310円)	3月末	※実施時点で認定になっている方のみ対象。
校外活動費 (宿泊あり)	参加者	実費 (上限 3,690円)	実費 (上限 6,210円)	3月末	※実施時点で認定になっている方のみ対象。
クラブ 活動費	部活動に加入している中学校全学年	—	実費 (上限 7,400円)	3月末	
医療費	全学年	学校病（う歯（虫歯）、トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アトピー、寄生虫病）の治療をする場合に、治療費（医療保険の3割自己負担分）を教育委員会が医療機関に支払います。		随時	※教育委員会が指定する市内の医療機関（別紙参照）での治療が対象。 ※援助を受けるには、医療券を医療機関に提示する必要がありますので、受診前に、印鑑を持参して教育委員会へ医療券の申込みをしてください。
アレルギー疾患に係る管理指導表文書料	全学年	実費		随時	※管理指導表の写し、領収書・明細書の写し、印鑑、通帳等の振込先がわかるものを持参して教育委員会へ申請してください。
日本スポーツ振興センター 共済掛金	全学年	免除			※5月1日現在で認定になっている方のみ対象。
卒業アルバム代等	小学校第6学年 中学校第3学年	実費 (上限 11,000円)	実費 (上限 8,800円)	3月末	※購入時点で認定になっている方のみ対象。

※令和4年度中学校新1年生の新入学児童生徒学用品費等の前倒し支給については、対象となる保護者へ令和4年2月までにご案内します。

※令和4年度小学校新1年生の新入学児童生徒学用品費等の前倒し支給については、対象となる保護者へ令和3年10月以降にご案内します（受給を希望される場合は別途申請が必要です）。